入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年7月25日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　藤井　高文

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第12号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　岩国飛行場（H26）立体駐車場(B)（下士官宿舎）新設建築その他工事

⑶　工事場所　山口県岩国市(米軍岩国基地内)

⑷　工事内容

【建築工事】

・立体駐車場(B)新設　鉄骨造５階建て　延べ面積　約13,150㎡×１棟

（設計・施工一括発注方式）

・管理棟新設　鉄筋コンクリート造１階建て　延べ面積　約90㎡×１棟

上記に係る建築工事一式

・詳細図等作成業務　一式（管理棟）

【土木工事】

立体駐車場(B)

・土工事　切土　約500㎥

・舗装工事　アスファルト舗装　約100㎡、コンクリート歩道　約100㎡

・給水工事　ポリエチレン管　約10m

・雨水排水工事　塩ビ管　約300m

・環境整備工事　一式

・仮設工事　一式

・詳細図等作成業務　一式

【設備工事】

・立体駐車場(B)新設　鉄骨造５階建て　延べ面積　約13,150㎡×１棟

・管理棟新設　鉄筋コンクリート造１階建て　延べ面積　約90㎡×１棟

上記に係る設備工事　一式

・構内配電線路工事　一式

・構内通信線路工事　一式

・詳細図等作成業務　一式

⑸　工期　平成28年７月29日まで

⑹　使用する主要な資機材

【建築工事】コンクリート　約2600㎥、鉄骨　約700ｔ、鉄筋　約140ｔ、ガラス　約10㎡

【土木工事】アスファルトフィニッシャ、タイヤローラ、マカダムローラ、バックホウ、ダンプトラック､アスファルト合材　約20ｔ、ポリエチレン管　約10m、塩ビ管　約300m等

【電気工事】照明器具等　約800台、感知器等　約160個、分電盤等　３面等

【機械工事】移動式粉末消火器　約60台、人荷用エレベーター１基等

【通信工事】車両感知装置　７面、電話端子盤　１面等

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

また､基本的な性能要求等に基づき､設計・施工を一括して発注する「設計・施工一括発注方式」を採用することから、本一般競争入札における所要の資格要件を有しているほか、提出された設計提案書が適正と認められた者に参加資格を与えるものである。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑽　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。競争参加資格確認資料等の提出時に「(【建築工事】管理棟新設）型枠工事の全て、鉄筋工事（鉄筋材料費を除く。)の全て、左官工事の全て」に対する直接工事費について記載した見積（以下「見積」という。)を提出するものとする（詳細は入札説明書による。)。

⑾　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって､「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年７月25日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H26）立体駐車場(B)(下士官宿舎）新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知書を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。)であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

⑷　単体又は共同企業体の代表者は、平成11年度以降に元請けとして、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上３階建て以上､かつ、延べ面積7,500㎡以上（１棟当たり）の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。共同企業体の代表者以外の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上３階建て以上、かつ、延べ面積2,500㎡以上の新設の建築工事を施工した実績（１棟当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。)(以下「地方防衛局等」という。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア　主任技術者は、２級建築施工管理技士、２級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

イ　監理技術者は、１級建築施工管理技士、１級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格証および監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　平成11年度以降に元請けとして、鉄骨造又は鉄筋鉄骨コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積3,500㎡以上（１棟当たり）の新設建築工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。)の発注した工事に係るものにあっては､評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。)及び設計提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から､「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(施本第1605号（ＣＣＰ)。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。